

国家公務員宿舎に対する液化石油ガスの供給について（通達）

昭和 46 年 9 月 10 日  
陸幕施第 280 号

改正 昭和 57 年 3 月 1 日陸幕施第 64 号 平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号  
平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号  
平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号

各方面総監 殿  
中央業務支援隊長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 83）

国家公務員宿舎に対する液化石油ガスの供給について（通達）

標記について、国家公務員宿舎（特別借受宿舎を含む。以下同じ。）が高層建造物である場合の燃料供給は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の一般ガス事業によるガスとするが、当該ガスの供給を受けられない地域については、同法の簡易ガス事業（別紙）によるガス又は液化石油ガス販売事業（別紙）によるガス（集中供給方式）とするものとし、下記要領により実施されたい。

なお、41. 1. 5 陸幕施第 1 号「国家公務員宿舎（特別借受宿舎を含む。）に対するプロパンガス供給要領について（通達）」は廃止する。

記

1 ガス供給設備等の設置区分

国又はガス供給事業者若しくは国家公務員宿舎の居住者の設置するものは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 国が設置するもの

- ア ガス発生設備の収納庫及びこれに必要な障壁等
- イ 屋内・外導管
- ウ 浴槽用バーナ

(2) ガス供給事業者が設置するもの

- ア ガス発生設備（ボンベを含む。以下同じ。）
- イ ガス計量器

(3) 国家公務員宿舎の居住者が設置するもの

前 2 号に掲げる以外の器具等

2 ガス供給事業者の選定

簡易ガス事業及び液化石油ガス販売事業にかかわるガス供給事業者の選定は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 簡易ガス事業者

ア 一の団地で70戸を超える国家公務員宿舎が建設され、新たに簡易ガス事業者を選定しようとする場合、駐屯地業務隊長及び駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては駐屯地業務を担当する部隊等の長（以下「駐屯地業務隊長等」という。）は、あらかじめ工事担当地方防衛局長・同支局長（以下「地方防衛局長等」という。）と調整の上、方面総監（中央業務支援隊長にあつては、陸上幕僚長）に申請するものとする。この場合、当該国家公務員宿舎にかかわるガス供給規程（案）（ガス供給単価を含む。）、保安規程（案）、当該供給事業者（会社）の経歴・規模・従来の事案実績及びその他参考資料を添付するものとする。

イ 既設の国家公務員宿舎に供給対象戸数が増加される場合は、アにより既に供給している当該事業者を実施させるものとする。

(2) 液化石油ガス販売事業者

ア 一の団地で70戸未満の国家公務員宿舎が建設され、新たに液化石油ガス販売事業者を選定しようとする場合、駐屯地業務隊長等は、あらかじめ工事を担当する地方防衛局長等と調整の上、方面総監（中央業務支援隊長にあつては、陸上幕僚長）に申請するものとする。この場合、当該国家公務員宿舎にかかわるガス供給規程（案）、保安規程（案）、当該供給事業者（会社）の経歴・規模・事業実績等の関係資料は、簡易ガス事業の場合に準じて作成・添付するものとする。

イ 国家公務員宿舎の供給対象戸数が増加されても一の団地で全戸数70戸未満の場合は、前号イに準じて処置するものとする。

(3) ガス供給事業者選定要領

方面総監は、駐屯地業務隊長等からガス供給にかかわる申請を受けた場合、それぞれの事業者について供給の安定性、安全管理施策、供給単価の適否等を検討するとともに、隣接方面隊と連携を図りつつ適切な事業者を選定するものとする。

3 ガス供給協定

(1) 協定の締結

駐屯地業務隊長等は、前項の承認があつた場合、国家公務員宿舎の居住者を代表して当該事業者とガス供給協定を締結するものとする。

なお、この場合、協定書の有効期間は3箇年を単位とし、作成に当たっては別冊を参考とすること。

(2) 関係官署への事務手続

駐屯地業務隊長等は、前号の協定締結後法令に定めるガス供給に関する手続を当該事業者に行わせるものとする。

4 ガス計量器の取扱い

ガス計量器は、国側で設置していたものは、今後計量器の更新時ガス供給協定を改定の上、ガス事業者に設置させるものとする。

添付書類：別紙「簡易ガス事業及び液化石油ガス販売事業」

別冊「簡易ガス液化石油ガス供給協定書（案）」

配布区分：各方面総監、会計監査隊長 各15部（例規配布なし）

## 簡易ガス事業及び液化石油ガス販売事業

### 1 簡易ガス事業

簡易ガス事業とは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づくガス供給事業であって、簡易なガス発生装置において、一の団地におけるガスの供給地点の数が 70 戸以上の場合に適用されるものであり、ガス供給に関する許可、監督等は経済産業局長が行うよう規定されている。

### 2 液化石油ガス販売事業

液化石油ガス販売事業による集中供給とは、高圧ガス取締法（昭和 29 年法律第 204 号）に基づくガス供給事業であって、前項に準ずる装置において、一の団地におけるガスの供給地点の数が 70 戸未満の場合に適用されるものであり、ガス供給に関する許可、監督等は、都道府県知事が行うよう規定されている。

簡易ガス・液化石油ガス供給協定書（案）

（目的）

第 1 条 この協定は、陸上自衛隊〇〇駐屯地業務隊長（甲という。以下同じ。）が〇〇地区国家公務員宿舎（又は特別借受宿舎）の居住者（丙という。以下同じ。）の代表として〇〇石油株式会社取締役社長〇〇〇〇（乙という。以下同じ。）と丙に対する簡易ガス事業（液化石油ガス販売事業）によるガスの供給事業に関し、関係法令及び供給事業の実施について次のとおり協定することを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 この協定は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 3 箇年とする。

（ガス供給設備の負担区分）

第 3 条 ガス供給に必要な設備は、次の各号に掲げるところにより、それぞれ負担するものとする。

（1） 甲又は丙の負担するもの

- ア ガス発生設備を収容する建物及び建物に必要な障壁等の工作物
- イ アの建物から各戸にいたる導管
- ウ 各種燃焼器具

（2） 乙の負担するもの

- ア ガス発生設備
- イ 各戸に備え付ける取引用計量器

（設備の保守・管理）

第 4 条 甲・乙及び丙は、それぞれの設備負担区分に従い、法令に規定される保守・管理の義務を履行するものとする。

（ガス供給単価）

第 5 条 ガス供給単価は、1 立方メートル当り〇〇円とする。

2 乙又は丙がガス供給単価を改定しようとする場合は、甲・乙同意の上、管轄経済産業局長の承認を得て改定することができる。

（注：簡易ガス事業の場合のみ管轄経済産業局長の承認を要するので留意のこと。）

（料金の徴収）

第 6 条 乙は、丙の使用したガス料金について毎月 1 回、丙から直接徴収するものとする。

2 甲は、丙が転居する等の場合は、あらかじめ丙から乙に通知させ、前項の定期徴収日にかかわらず料金の徴収を行わせるものとする。

3 前 2 項にかかわる料金算定のための丙の使用量は、乙の設置する計量器の計量値による。

計量器の故障等ガス使用量が確認できない場合は、乙・丙の協議するところによる。

4 乙は、丙が料金徴収の日から1箇月以上経過しても支払に応じない場合は、甲の承認を得てガスの供給を停止することができる。

(事故による損害賠償)

第7条 甲・乙又は丙は、自己の管理に属する設備等により、他の甲・乙又は丙に損害を与えた場合は、それぞれ協議の上、賠償の責を負うものとする。

(協定の解除)

第8条 この協定を解除する場合は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 甲に対し、丙の3分の2以上のものから乙のガス供給を拒否する申出があった場合

この場合、甲は、3箇月の猶予期間を設けて乙にガス供給の中止を通知するものとし、乙は、関係法令による手続をした上、これに従うものとする。

(2) この協定に該当する国家公務員宿舍が取り壊される場合又は一般ガス事業のガスが供給される場合

この場合、甲・乙は、前号に準ずる措置によりガスの供給を中止させ又は中止するものとする。

(3) 乙が、この協定に該当する国家公務員宿舍にガスの供給を行うことを辞退する場合

この場合、3箇月前に甲に申出るものとする。

2 前項について、甲又は乙のいずれか一方が甲又は乙の申出を不服とする場合は、甲の上級機関に上申し、その結果に従うものとする。

(ガス供給設備の改良等)

第9条 甲又は乙が、その管理に属する設備を増(減)・改設又は大規模な模様替等を行う場合及び乙がガス供給を中止する場合の設備の処分は、次の各号によるものとする。

(1) ガス供給設備を増(減)・改設又は大規模な模様替を行なう場合は、甲又は乙は、それぞれ相手方にあらかじめ通知し、それぞれ同意の上、実施し、完成後相手方立会の上、確認させるものとする。

(2) 乙がガス供給を中止した場合の乙の設備は、乙の負担において原状復帰させるものとする。ただし、甲が原状復帰の必要がないと認めるものは、この限りでない。

甲は、原状復帰の義務を乙が履行しない場合は、甲においてこれを行い、これに要した経費を乙に負担させるものとする。

(細部事項)


第10条 前各条に定めてない事項については、甲・乙それぞれ、その都度協議して定めるものとする。

(協定の更新等)

第11条 甲又は乙は、特に支障のない場合は、協定期間満了3箇月前にこの協定を更新するものとする。

上記協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ署名・押印の上、各1通を保存する。

令和 年 月 日

- 甲 ○○駐屯地業務隊長  
1等陸佐○○○○
- 乙 ○○株式会社  
取締役社長○○○○